

計画等の案の概要

名 称	坂口谷川水系河川整備計画		
公表するもの	坂口谷川水系河川整備計画（原案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	27年11月9日(月) ～ 27年12月7日(月)
	無		
担当課等名	交通基盤部	河川砂防局	河川企画課 河川企画班 島田土木事務所 企画検査課 企画班
位置づけ	総合計画	1 「命」を守る危機管理 4 災害に強い地域基盤の整備 (2) 風水害に強い基盤整備	
	施策展開表	(大項目) 河川整備計画等の策定	(中項目) 河川整備計画の策定
審議会等の名称	坂口谷川水系流域委員会 会議録は各回の流域委員会を公表（第1～3回：平成24年10月～平成27年8月）		
<p>1 趣旨</p> <p>(1) 計画策定の理由</p> <p>ア 本県では、平成9年に改正された河川法で定める計画制度の下、計画策定時より20～30年間程度の期間における河川の整備（工事及び維持）に関する計画である「河川整備計画」を緊急度の高い水系（または河川）から順次策定している。</p> <p>イ 坂口谷川流域では、昭和57年9月（台風18号）洪水では、流域内で床上浸水52戸、床下浸水85戸の浸水被害が生じている。また、最近では、坂口谷川からの溢水や破堤などによる浸水被害はないものの、流域内では、平成16年10月洪水で床下浸水41戸、平成25年4月洪水で床上浸水22戸、床下浸水83戸の被害が発生している。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定では、現状の坂口谷川においては、計画津波は河川内を約4km以上遡上すると試算されており、また、最大クラスの津波では、河川及び海岸堤防を越水し、沿岸部で最大約370ha以上が浸水すると想定されている。</p> <p>これらの被害軽減・解消のための河川整備の目標・実施にかかる計画を策定する。</p> <p>(2) 策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>坂口谷川流域は、上流部の丘陵地、土砂の移動に起因する砂州、河口部の干潟など、河川と山地、田園、海が相互に影響しながら多様な河川空間が形成されており、動植物の豊かな生息・生育・繁殖環境が形成されている。</p> <p>一方、流域周辺においては、富士山静岡空港や東名牧之原IC等の交通拠点があり、また、これを繋ぐ交通網の整備が進められていることから、流域内外の開発圧力は強く、今後も市街化の進展に伴う雨水流出の増加や資産の集積により、ひとたび氾濫すると大きな被害が発生することが懸念される。また、東日本大震災を踏まえた大規模地震による津波に対する安全の確保などの課題を有している。</p> <p>このように、坂口谷川水系は特に流域との密接な関係において存在することを踏まえ、治水、利水、環境のバランスのとれた魅力ある川づくりを進める。</p> <p>(3) 計画案検討の経緯</p> <p>第1回 坂口谷川水系流域委員会（平成24年10月15日） 流域委員会の設立について、河川整備計画の策定について</p>			

- 第2回 坂口谷川水系流域委員会（平成26年2月12日）
流域及び河川の現状と課題、河川整備（治水対策）の目標と内容
- 第3回 坂口谷川水系・波多打川水系流域委員会（平成27年8月24日）
津浪対策について、河川整備計画（原案）について

2 骨子

（1）計画対象区間

坂口谷川水系の県管理区間

（2）計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、平成28年を初年度として概ね20年間とする。

なお、本計画は、現時点における流域の社会経済の状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術等の進展により適宜見直しを行い対処する。

（3）洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

河川工事にあたっては、災害の発生防止または軽減に関しては、計画高水位で年超過確率 1/5 規模の降雨による洪水（時間雨量 50mm 程度）を安全に流し得る整備を目標とする。

また、流域の内水対策として、浸水被害が発生した平成25年4月の豪雨に対して、宅地での床上浸水を概ね解消できる水準まで緊急的に引き上げることを目標とし、牧之原市及び吉田町で内水排除施設整備等の対策が早期に講じられるよう積極的に支援する。

計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水・高潮等の発生に対しては、平常時より情報提供などのソフト対策を推進するとともに、市街地等の増加する土地利用状況など、洪水・高潮等の被害リスクの高い河川であることを流域住民へ周知することで地域防災力の向上に関わる取組みの実施・支援に努める。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対して、必要となる堤防等の嵩上げ、耐震・液状化対策を実施することにより津波災害を防止するものとする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。

（4）河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流域住民や関係機関と連携を図りながら、適正な水利用が行われ、現況の流水の機能が維持されるよう努める。

（5）河川環境の整備と保全に関する目標

坂口谷川には、流域の生産土砂によって形成される裸地砂州や河口干潟が存在し特徴的な自然環境を有している。このため、河川環境への影響が懸念される河川整備の実施にあたっては、有識者との綿密な連携を図り、生物の生息空間の多様性と連続性の保全および復元について十分に配慮する。

河川の水質については、流域住民自らが流域内の流域内の様々な主体に対して河川環境の現状を訴えていく動きが効果的である。このため、流域及び上下流のつながりに着目し、視点の共有化を図って水辺環境の改善意識が流域全体で高まり、市町と連携して流域住民と一体となった取り組みが促進されるように、汚濁負荷量の維持、低減を働きかけていく。

河川景観の維持・形成、河川空間の利用に関しては、川が周辺住民のふれあいの場となる魅力あふれる河川環境の回復を図ることにより、地域のシンボルとして後世に誇れる美しい川を目指す。

（6）河川と地域との関わりに関する目標

河川と地域との関わりについては、坂口谷川が地域の身近な河川として、多くの流域住民に認識されている。今後も河川愛護の精神が受け継がれ、愛され続ける川となるよう、引き続き良好な関係の構築に努める。

(7) 河川整備の実施に関する事項

ア 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

(ア) 河川工事の目的

治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標洪水（確率 1/5 流量）を安全に流下させることを目的に、河道掘削等により必要な河積の確保を図る。改修計画は土地利用状況、沿川の住民の意見を反映したものとする。

河口部においては、洪水に加えて高潮及び大規模地震・津波からの被害の防止又は軽減を図るため、「計画津波」に対して必要となる整備を実施する。

なお、工事の実施にあたっては有識者の助言を得て、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を推進するとともに、誰もが利用しやすい川づくりに努める。

(イ) 河川工事の施行場所、主要工事の概要

対象とする河川工事の施工場所及び主要工事は、表 1 に示す範囲とする。

表 1 河川整備計画の整備箇所

河川名	工 種	目 的	区間または地点	整備内容
坂口谷川	河川改修	治水安全度の向上	1.4km～4.2km 区間	・河道掘削 (河道内の断面確保) ・築堤 (堤防高不足箇所の嵩上げ)
	津波対策水門	津波対策	河口	・水門設置

イ 河川の維持の目的

河川の維持管理に関しては、洪水、津波による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、治水安全度の確保のほか、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう、牧之原市、吉田町をはじめとする関係機関や流域住民、学識者等と連携を図りながら、適切な維持管理に努めるものとする。

ウ その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

坂口谷川流域において、整備目標を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を上回る洪水が発生した場合、また、想定を上回る津波や高潮が発生した場合においても、できるだけ被害の軽減を図れるよう、流域住民や関係機関との連携を強化し、地域の防災力の向上に努める。

また、流域内に存在する既存の防災調整池の機能が適正に発揮されるよう施設管理者に対して維持管理を促す。

「最大クラスの津波」に対しては、施設による被害の最小化を図るため、県関係部局、市町の関係機関と連携して検討を進めるとともに、ソフト対策を組み合わせた多重防御による津波防災を進める。